保健師助産師看護師法施行規則第３号様式 記入例 表面

保健師助産師看護師法施行規則第３号様式

（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届

令和８年12月31日現在

※令和９年１月15日までに就業地を管轄する保健所（↓該当箇所を○で囲む。）に提出すること。

県北 ・ 県中 ・ 県南 ・ 会津 ・ 南会津 ・ 相双 ・ 福島市 ・ 郡山市 ・ いわき市 ） 保健所

記入例やオンライン届出はこちらから

就業地を管轄する保健所名を○で囲む

ふりがな	ふくしま　はなこ	性別	生年月日
氏名	福島　花子	1．男　2．女	1．令和　2．平成　××年○月▲日　3．昭和　4．西暦　（□△歳）
（旧姓）			
住所	福島 都道府県 福島 市町村 杉妻町２番16号 西庁舎722号室 ※字・番地・建物名等を記入		
メールアドレス	hanako_fukushima_00@fukushima.xx.co.jp		

免許に登録されている氏名及び生年月日

併記の希望がある場合旧姓記載

現に居住している住所

R８.12.31時点の年齢

免許の種別	登録番号	登録年月日
保健師籍	厚生労働省（　都道府県）第　　号 ※（　）内は都道府県登録の場合のみ記入	1．令和　2．平成　年　月　日　3．昭和
助産師籍	厚生労働省（　都道府県）第　　号 ※（　）内は都道府県登録の場合のみ記入	1．令和　2．平成　年　月　日　3．昭和
看護師籍	厚生労働省（　都道府県）第　　号 ※（　）内は都道府県登録の場合のみ記入	1．令和　2．平成　９年　３月　31日　3．昭和
准看護師籍	福島 都道府県 第００９９９９９号	1．令和　2．平成　63年　３月　28日　3．昭和

- 保有している**免許全て**を記入
- 保有していない免許は斜線で抹消
- 国免許の場合は都道府県欄を斜線で抹消

当初に登録された年月日（再交付や書換交付日ではない）

保健師、助産師、看護師のうち**複数免許を保有している場合のみ**記入（看護師及び准看護師の２つの免許のみ保有の場合は記入不要）

主たる業務（※複数選択不可）：1　保健師業務　2　助産師業務　3　看護師業務　4　准看護師業務

※取得している免許のうち主たる業務を１つ選択すること。

主たる業務について**１つだけ選択**（複数選択不可）

1　病院
2　診療所 →（ア 有床　イ 無床 ）
3　助産所 →（ 分娩の取扱いあり ）→（ア 開設者　イ 従事者　ウ 出張のみによる者 ）
　　→（ 分娩の取扱いなし ）→（ア 開設者　イ 従事者　ウ 出張のみによる者 ）
4　訪問看護ステーション →（ア 管理者　イ 従事者 ）
5　介護保険施設等 →（ア 介護老人保健施設　イ 介護医療院　ウ 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
　　エ 居宅サービス事業所　オ 居宅介護支援事業所　カ その他 ）
6　社会福祉施設 →（ア 老人福祉施設　イ 児童福祉施設 ）
7　保健所、都道府県又は市区町村 →
8　事業所 →（ア 事業所内診療所　イ
9　看護師等学校養成所又は研究機関
10　その他

※２～８を選択した場合は（　）内も必ず選択すること。

事業所内に設置された診療所は「８　事業所　ア　事業所内診療所」を選択する

エ　居宅サービス事業所
訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所（デイサービス）、通所リハビリテーション事業所（デイケア）、短期入所生活介護事業所（ショートステイ）、短期入所療養介護事業所（ショートステイ）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護事業者、福祉用具貸与事業所

６　社会福祉施設
ア　老人福祉施設
養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター
イ　児童福祉施設
保育所、児童養護施設、乳児院、知的障害児施設、母子生活支援施設
ウ　その他
有料老人ホーム

業務に従事する場所	名称（※正式名称（法人名等を省略しない。×（医）（医療法人））	医療法人県福会 県北クリニック
	所在地	福島 都道府県 福島 市町村 御山町８番30号 ※字・番地・建物名等を記入
		市町村コード：　※裏面参照
	雇用形態	1　正規雇用　2　非正規雇用（１又は３に該当しない者）　3　派遣（紹介予定派遣を含む）
	常勤換算	1　フルタイム労働者　2　短時間労働者（０．８）人 ※ 短時間労働者の１週間当たりの労働時間 / フルタイム労働者の１週間当たりの所定労働時間
	従事期間等	1　従事期間１年未満 →（従事開始の理由：ア 新規　イ 再就業　ウ 転職　エ その他 ） 2　従事期間１年以上２年未満 →（従事開始の理由：ア 新規　イ 再就業　ウ 転職　エ その他 ） 3　従事期間２年以上　※１、２の場合、従事開始の理由については、下記により選択すること。 ア 新規：免許取得後、初めて看護職として勤務した場合 イ 再就業：従事開始前１年間に看護職として勤務していない場合 ウ 転職：従事開始前１年間に看護職として勤務したことがある場合

名称を省略せず**正式名称を記入**（株式会社、医療法人、社会福祉法人等の法人名も省略しない）

「１　正規雇用」は施設が直接雇用し、雇用期間が限定されていないもの（１及び３に該当しない場合は「２　非正規雇用」を選択）

週40時間程度勤務している場合は非正規雇用でもフルタイム労働者に該当

現在の従事場所での就業年数（運営主体の変更等は通算）

免許取得後１ヶ月以内に看護職等として就業せず、他の業務に従事していた場合や未就業かつ就業の見込みがなかった場合は「その他」

裏面も回答願います

記入・選択漏れはありませんか？

保健師助産師看護師法施行規則第３号様式 記入例 裏面

※指定研修機関から交付される「特定行為研修修了証」を確認のうえ記入すること。（「記載上の注意」参照）

特定行為研修の修了の有無	指定研修機関番号
1．有　2．無	00000000

特定行為研修の**修了有**の場合は修了した**指定研修機関番号も必須**

「**特定行為研修修了証**」に**記載**されている指定研修機関番号

修了した特定行為区分

看護師の特定行為研修の修了状況（※特定行為研修の修了の有無で「2．無」の場合は他欄記入不要）

1　気道（気道確保に係るもの）関連　2　呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
3　呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連　4　循環器関連
5　心嚢ドレーン管理関連　6　胸腔ドレーン管理関連
7　腹腔ドレーン管理関連　8　ろう孔管理関連
9　栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連　10　栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連
11　創傷管理関連　12　創部ドレーン管理関連
13　動脈血液ガス分析関連　14　透析管理関連
15　栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連　16　感染に係る薬剤投与関連
17　血糖コントロールに係る薬剤投与関連　18　術後疼痛管理関連
19　循環動態に係る薬剤投与関連　20　精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
21　皮膚損傷に係る薬剤投与関連

「**特定行為研修修了証**」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」欄に記載されている**区分名を全て**○で囲む

修了した領域別パッケージ研修

1　在宅・慢性期領域　2　外科術後病棟管理領域
3　術中麻酔管理領域　4　救急領域
5　外科系基本領域　6　集中治療領域

「**特定行為研修修了証**」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」欄に記載されている**領域名を全て**○で囲む

調査項目	
就業年数	1　現在の就業先での従事期間（表面の「業務に従事する場所／従事期間等」で選択した期間と整合すること。） ①１年未満　②１～３年未満　③３～５年未満　④５～10年未満　⑤10～15年未満　⑥15～20年未満　⑦20年以上 2　看護職として就職してから現在までの通算就業年数 ①１年未満　②１～３年未満　③３～５年未満　④５～10年未満　⑤10～15年未満　⑥15～20年未満　⑦20年以上
転職・再就業の際に利用した機関等	1　あり（主なものを１つ選択）→ 1　ナースバンク（ナースセンター）　2　ハローワーク　3　行政機関の情報　4　民間の職業紹介　5　医療機関等ホームページ　6　広告・求人誌等　7　知人等の紹介　8　その他（　） 2　なし
ナースセンター事業について	県ナースセンターで利用したい事業を１つ選択してください。 1　無料職業紹介　2　復職支援相談　3　再就業研修　4　応援看護職研修　5　看護職ワークライフバランス推進研修　6　看護職働き方フォーラム
県外就業地からの移動の有無	1　あり → 卒業した看護師等学校養成所の所在地：　ア　県内　イ　県外 2　なし　※令和７年１月１日～令和８年12月31日の間に県外から福島県内に就業地を移動した場合に「1　あり」を選択。

現在勤務している勤務先での就業年数

看護職として勤務した通算年数

転職・再就業の経験があれば「１　あり」を選択し、右欄１～８から選択（主なものを１つ）

「１　あり」を選択した場合、右欄ア・イのいずれかを選択

※業務に従事する場所　市町村コード

福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	白河市	須賀川市	喜多方市	相馬市	二本松市	田村市	南相馬市	伊達市	本宮市	桑折町
07201	07202	07203	07204	07205	07207	07208	07209	07210	07211	07212	07213	07214	07301
国見町	川俣町	大玉村	鏡石町	天栄村	下郷町	檜枝岐村	只見町	南会津町	北塩原村	西会津町	磐梯町	猪苗代町	会津坂下町
07303	07308	07322	07342	07344	07362	07364	07367	07368	07402	07405	07407	07408	07421
湯川村	柳津町	三島町	金山町	昭和村	会津美里町	西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	塙町	鮫川村
07422	07423	07444	07445	07446	07447	07461	07464	07465	07466	07481	07482	07483	07484
石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	広野町	楢葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町
07501	07502	07503	07504	07505	07521	07522	07541	07542	07543	07544	07545	07546	07547
葛尾村	新地町	飯舘村											
07548	07561	07564											

業務に従事する場所の所在地市町村コードを記入する際にご参照ください。

裏面の記載上の注意（令和８年度版）も確認ください。

記載上の注意（令和８年度版）

1　該当する文字又は数字を○で囲むこと。

2　年齢は、届出年の12月31日現在の満年齢を記載すること。

3　「免許の種別」の欄は、保有する全ての免許について記載すること。

4　「主たる業務」の欄は、主たる業務の一つについて記載すること。

5　「業務に従事する場所」の欄は、２以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つについて記載すること。

6　「３　助産所」の「分娩の取扱いあり」「分娩の取扱いなし」については、分娩取扱いの実績の有無に関わらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩の取扱いあり」の項目に記載すること。

7　事業所内に設置された診療所については、「２　診療所」ではなく「８　事業所」に含むものとすること。

8　「５　介護保険施設等」は、「１　病院」、「２　診療所」及び「４　訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとすること。

9　「６　社会福祉施設」は、「１　病院」から「５　介護保険施設等」までに該当するものを除くものとすること。

10　「雇用形態」は、次により記載すること。
- 「１　正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって、雇用期間が限定されていない者を指すこと。
- 「２　非正規雇用（１又は３に該当しない者）」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「１　正規雇用」「３　派遣（紹介予定派遣を含む）」に該当しない者を指すこと。
- 「３　派遣（紹介予定派遣を含む）」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。

11　「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわりなく、次により記載すること。
- 「１　フルタイム労働者」とは、１週間の所定労働時間が40時間程度（１日８時間・週５日勤務等）の者を指すこと。
- 「２　短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、１週間の所定労働時間が短い者を指すこと。また、（　）は常勤換算した数値を記入すること。この場合、**小数点以下第２位を四捨五入**し、小数点以下第１位で記入することとするが0.1に満たない場合は0.1と記入すること。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の１週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の１週間当たりの所定労働時間}}$$

例）
フルタイム労働者の１週間の所定労働時間が40時間で、
①週２日８時間勤務の場合（アルバイト等）
８時間×２日÷40時間＝0.4人
②週５日６時間勤務の場合（育児短時間勤務等）
６時間×５日÷40時間＝0.8人

12　「従事開始の理由」は、次により記載すること。
- 「ア　新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、２以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）を指すこと。
- 「イ　再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前１年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「ア　新規」を除く。）を指すこと。
- 「ウ　転職」とは、現在の就業場所に従事開始前１年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。
- 「エ　その他」とは、「ア　新規」、「イ　再就業」及び「ウ　転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。

13　「看護師の特定行為研修の修了状況」は、次のように記載すること。
- 「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の２第２項第４号に規定する研修を指し、「指定研修機関」とは、同項第５号に規定する特定行為研修を行う者を指すこと。また、「特定行為区分」とは、同項第３号に規定する特定行為の区分を指し、「領域別パッケージ研修」とは、同項第１号に規定する特定行為及び同項第４号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）別表第４の備考第５号に規定するとおり実施した研修を指すこと。
- 「修了した特定行為区分」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記載すること。
- 「修了した領域別パッケージ研修」の欄は、該当する全ての領域について記載すること。